

平成27年12月24日

入札参加者各位

建築都総務課契約室長

県が定める施工体系図の様式の一部改正について(お知らせ)

このことについて、施工体系図(様式3)の様式を一部改正したので、お知らせします。

改正内容については、別紙の施工体系図の新旧対照表を参考にしてください。

改正された施工体系図の様式については、平成28年1月10日以降に起工する案件から適用いたします。

なお、施工体制台帳及び施工体系図の取扱いは、下記のとおり変更ありません。

記

1 施工体制台帳作成の対象工事について

従来、施工体制台帳は、下請契約の総額が3千万円以上（建築一式工事は4千5百万円以上）となる工事で作成が義務付けられていましたが、平成27年4月1日以降に公共工事の発注者と契約を行う工事では、下請契約を行うすべての建設工事で施工体制台帳の作成が必要となります。

2 施工体制台帳の作成時期について

請負者は、当該工事について下請契約を締結した場合、遅滞なく施工体制台帳を作成する義務が生じます。

また、施工体制台帳を作成後に記載事項に追加、変更があった場合も同様に、遅滞なく施工体制台帳の修正が必要です。

3 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

作成した施工体制台帳は、建設現場に備え置きするとともに、公共工事の場合は発注者に提出してください。

また、施工体系図については、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

4 施工体制台帳及び施工体系図の様式について

施工体制台帳及び施工体系図は、本県が定める別紙様式で作成してください。